

## （仮称）北急延伸・関連まちづくり等連携協議会規約（案）

### （名称）

第1条 本協議会は、北急延伸・関連まちづくり等連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本協議会は、北大阪急行線延伸計画をはじめとした「交通施策」と、北大阪の新たな都市拠点をめざす「まちづくり施策」との一体的な推進に向けて、関係者が連携して取り組むべき以下の事項について、協議、検討を行い、事業の具体化を図ることを目的とする。

- (1) 北大阪急行線延伸計画に関すること。
- (2) 沿線等のまちづくりに関すること。
- (3) 民間活力の導入に関すること。
- (4) 公共交通の利用促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要なこと。

### （構成）

第3条 本協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

### （役員）

第4条 本協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は箕面市長の職にある者を、副会長は大阪府副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は本協議会を代表して会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### （会議）

第5条 本協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 本協議会の委員は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### （幹事会）

第6条 本協議会に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2に掲げる者により構成し、本協議会に関連する北大阪急行線延伸関係者会議及び（仮称）団地再整備検討会議等の検討状況に応じて、会議に提案する事項等について審議する。
- 3 幹事会に幹事長1名、副幹事長1名を置く。
- 4 幹事長は箕面市副市長、副幹事長は大阪府都市整備部交通道路室都市交通課長の職にある者をもって充てる。
- 5 第4条第3項及び第4項並びに第5条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「副会長」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。

### （事務局）

第7条 本協議会に、その事務を処理するため、大阪府都市整備部交通道路室都市交通課及び箕面市地域創造部に事務局を置く。

### （その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は平成 年 月 日から施行する。

別表 1

|    |                     |
|----|---------------------|
| 委員 | 箕面市 市長              |
| 委員 | 大阪府 副知事             |
| 委員 | 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長    |
| 委員 | 北大阪急行電鉄株式会社 代表取締役社長 |
| 委員 | 大阪船場繊維卸商団地協同組合 理事長  |

別表 2

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 委員     | 箕面市 副市長                    |
| 委員     | 箕面市 地域創造部長                 |
| 委員     | 箕面市 みどりまちづくり部長             |
| 委員     | 大阪府 都市整備部 交通道路室 都市交通課長     |
| 委員     | 大阪府 都市整備部 市街地整備課長          |
| 委員     | 阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 都市交通計画部長 |
| 委員     | 北大阪急行電鉄株式会社 常務取締役 鉄道部長     |
| 委員     | 大阪船場繊維卸商団地協同組合 ●●          |
| オブザーバー | 大阪府 都市整備部 事業管理室 参事         |
| オブザーバー | 国土交通省 近畿運輸局 企画観光部 交通企画課長   |
| オブザーバー | 国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 計画課長       |
| オブザーバー | 国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 監理課長       |
| オブザーバー | 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長   |

※規約第6条第5項に基づき、大阪府政策企画部企画室参事は適宜出席する。